

第二百二十号議案

東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号）の一部を次のように改正する。  
第六十四条及び第六十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行による地方自

治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備する必要がある。